

住民情報システム保守業務（ログ点検）委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

住民情報システム保守業務（ログ点検）委託

(2) 業務の目的

本市にて現在利用している行政システムの各種業務について、ログの分析をすることで、不正アクセスや異常行動などの予見を把握することを目的とする。

なお、分析にあたっては個人情報保護委員会のガイドラインや立入検査で求められる、特定個人情報ファイル等の定期的なログ分析にも対応すること立ち入り検査への対応も想定したものとする。

また、実施計画に基づき、具体の点検項目を設定のうえ点検を実施、点検結果については、報告会を開催し結果における対応と今後の改善に向けた検討を実施する。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 業務内容

「住民情報システム保守業務（ログ点検）仕様書（案）」を参照

(5) 提案上限額

1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

2. 担当部局（書類等提出先）

富良野市 総務部スマートシティ戦略室スマートシティ戦略課

住所：〒076-8555 富良野市弥生町1番1号

電話：0167-39-2305（直通）

Eメール：jyoho@city.furano.hokkaido.jp

3. 参加資格要件

(1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件

次の①から⑥の要件をすべて満たす事業者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
- ②破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続きをしていない。
- ③富良野市暴力団排除条例（平成26年12月22日条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない。
- ④宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない。
- ⑤富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない。
- ⑥その他、当該業務担当者との打合せを適切に行うことができる。

(2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「2. 参加資格」(1)の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていないなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

- ①参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書（様式4）を提出すること。これに基づき、本件委託業務を共同で行うこと。
- ②代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
- ③1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

4. スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約履行完了までのスケジュールは次のとおり。

令和6年5月 8日（水）	公募文の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始
5月21日（火）	質問の提出期限
5月28日（火）	参加申込関係書類の提出期限
6月 6日（木）	企画提案関係書類の提出期限
6月11日（火）	審査会での企画提案説明（以下「プレゼン」という。） 審査結果通知、受託候補者決定
6月18日（火）	委託契約締結
令和7年3月31日（月）	委託契約履行期限

5. 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期間内に提出すること。作成書類は「A4サイズ」を基本とする。

(1) 参加申込関係書類

①提出書類

- ア. 参加申込書（様式1） 1部
- イ. 納税証明書（その3の3） 1部 ※取得から3か月以内の写し
- ウ. 履歴事項全部証明書 1部 ※取得から3か月以内の写し

- エ. 業務委託共同企業体協定書（様式4）1部 ※共同企業体の場合のみ
- ②提出期限
令和6年5月28日（火）午後5時
- ③提出方法
簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出。

(2) 企画提案関係書類

- ①提出書類
- ア. 企画提案書のかがみ（様式2） 1部
イ. 企画提案書（任意様式） 1部
（企画提案書には、実施体制・工程・実績・提案内容・参考見積を記載すること）
※参考見積は項目ごとに把握しやすいように配慮すること。（税込金額で記載）
ウ. 上記アおよびイについて、提出時まで電子データ（PDF ファイル）を、電子メールで提出すること。
- ②提出期限
令和6年6月6日（木）午後5時
- ③提出方法
簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出。

(3) 公募型プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出すること。

6. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期限
令和6年5月21日（火）午後5時
- (2) 提出方法
質問は、文書（任意様式A4サイズ）により行うこと。簡易書留郵便・電子メールまたは持参により富良野市へ提出。
- (3) 質問の回答
富良野市は、質問書を受理後7日以内に回答する。電話や口頭による照会対応は行わず、回答は電子メール（書面等）による。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- (1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合。
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
(3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合。
(4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合。

(5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

8. 審査及び選定

富良野市職員で構成する「住民情報システム保守業務（ログ点検）委託審査会」が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査と選定をする。

(1) 企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

審査項目	審査の視点	配点
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・担当予定者が、業務を遂行するに十分な技能や経験、知識等を有しているか。 ・本市からの問い合わせ等に対する専用窓口等の設置。また、業務を遂行するために適切な連絡体制となっているか。 	10
②本業務に対する理解と考え方、企画提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を行うことによって本市が得られる利点についてを評価する。 ・本業務の具体的な対応の提案について、実現性、適格性とその効果を評価する。 	40
③業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書「8.その他」に記載されている、自治体に対し行政サービス情報・分析点検を実施した実績、また、本市が導入している業務システム以外の分析点検の実績も有し、幅広い知見を有していることに対し、実績数の一番多かった提案者を満点とし、2位以下は1位との実績数の比率を用いて算出する（小数点以下は四捨五入）。 <p>[提案者の実績数/最多実績者の実績数×30点=提案者の点数]</p>	30
④参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・提案価格が最も低い額を満点とし、2位以下は1位との比率を用いて算出する（小数点以下は四捨五入）。 <p>[提案者の見積価格/最低価格者の見積価格×20点=提案者の点数]</p>	20
合 計		100

(2) プレゼン実施に関する事項（詳細は別途連絡）

①開催日時・会場

令和6年6月11日（火）、会場は富良野市複合庁舎内を予定。

参加事業者からの申し出により、オンラインでの実施も可とする。

②参加人数

5名までとする。

③留意事項

プレゼンは30分以内とする。提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこと。終了後に質疑応答を実施。

プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは富良野市が準備する。それ以外の必要な機器等は、参加事業者が準備すること。

9. 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先（受託候補者）の特定

「住民情報システム保守業務（ログ点検）委託審査会」により選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、富良野市のホームページで公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定に該当する。
- ②最優秀者が、破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。
- ③最優秀者が、富良野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する。
- ④最優秀者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤最優秀者が、富良野市から指名停止の措置を受けている。
- ⑥最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
- ⑦その他の理由により、最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となった。

(2) 業務委託契約金額

富良野市の定める本業務委託契約の予算範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ①本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。

(4) 非特定理由に関する事項

- ①見積書徴取の相手先として特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を、富良野市長が書面（非特定通知書）で通知する。
- ②前項（①）の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）することにより、富良野市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③富良野市は、前項（②）による書面を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面等により説明を行わなければならない。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しない。

- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と業務委託請負者で別途協議する。